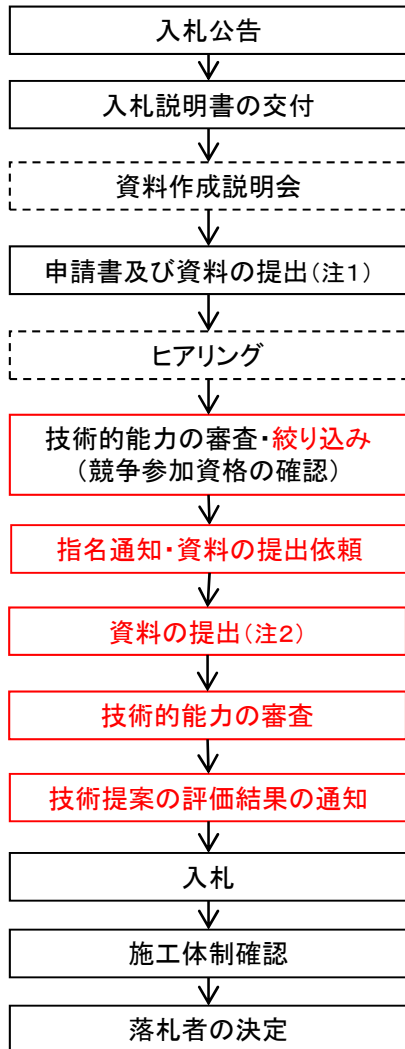


## (3)多様な発注方式の導入・普及に関する検討

入札参加者の技術提案の負担の軽減等を図る観点から、総合評価方式における二段階選抜方式を平成22年度において5～10件程度試行する。

## 2段階選抜方式を採用したフロー



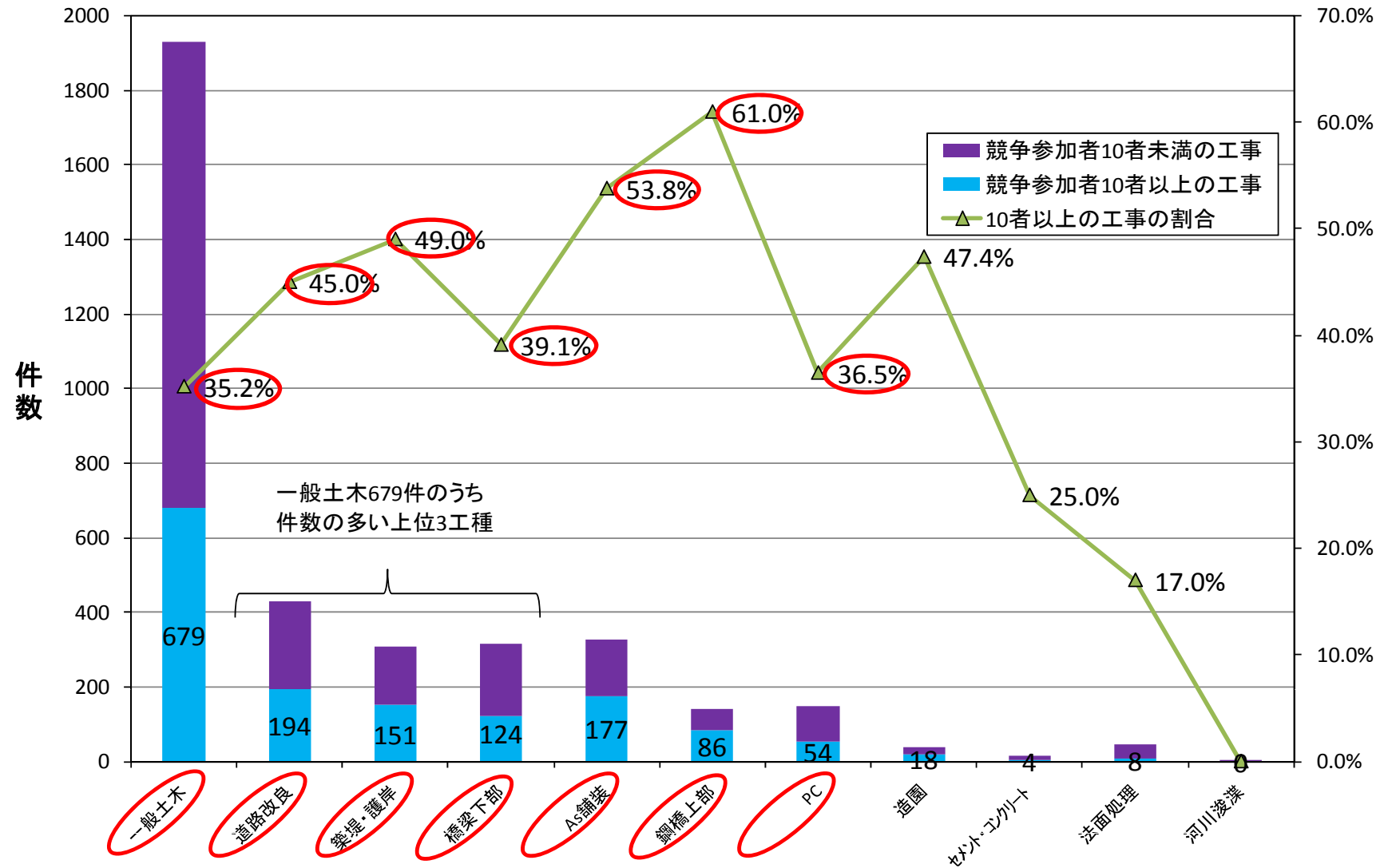
- ①絞り込みの方法  
案1: 評価点〇点以上  
案2: 評価点上位〇者
- ②絞り込みの項目  
案1: 企業の施工能力等  
案2: 簡易な技術提案

(注1) 絞り込みの方法によっては、提出資料の内容を変える必要がある。

## ○試行工事の概要(予定)

地整	予定件数	工事の概要
北海道	数件予定	未定
東北	1件	橋梁上部工 又は改良工事
関東	1件	検討中(築堤工事)
中国	2件	検討中 (トンネル、 アスファルト舗装工事)
四国	2件	鋼橋梁上部工、トンネル
九州	1件	検討中

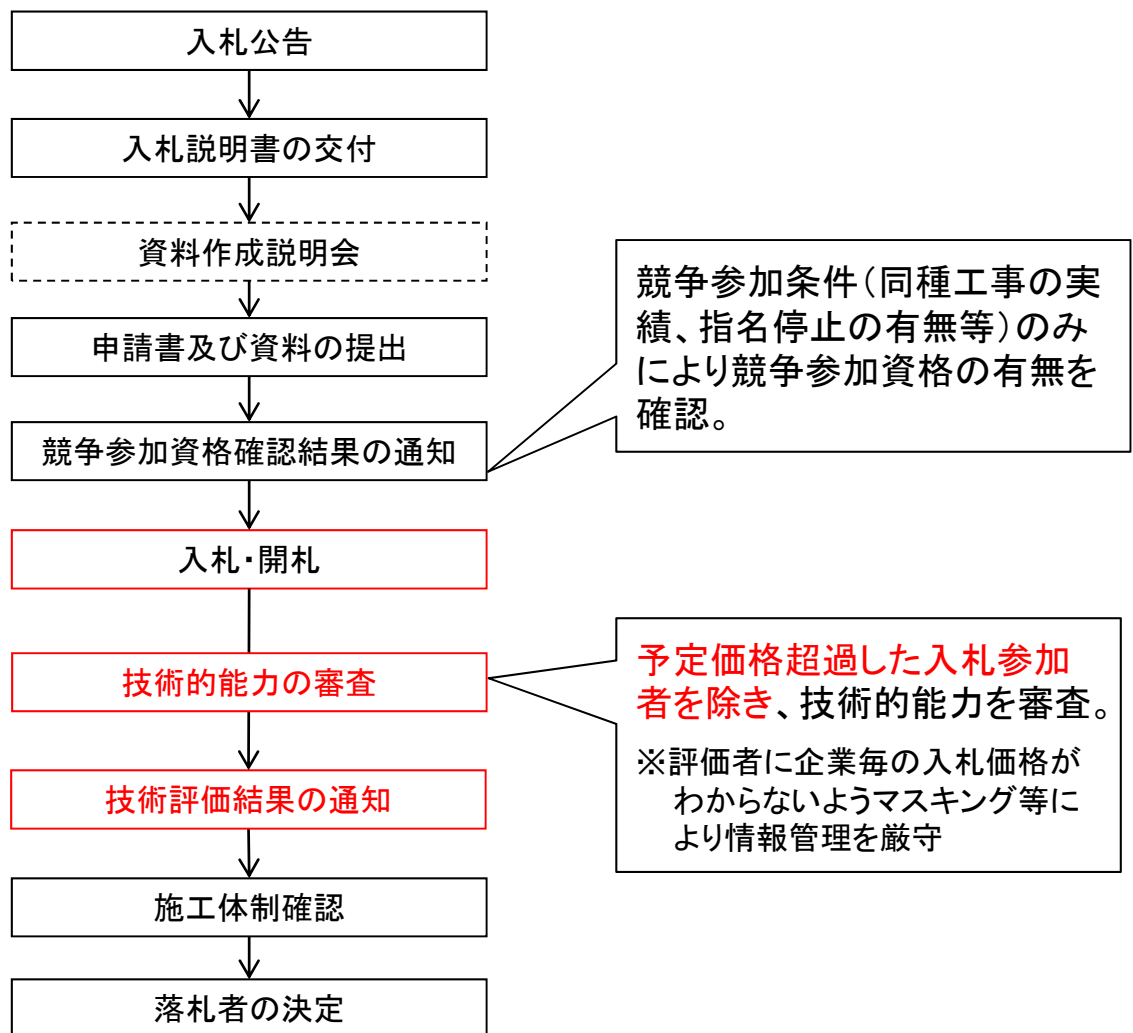
## 【参考】入札参加者10者以上の工事件数(平成21年度契約工事)



※ 平成21年度契約の標準型(WTO対象工事除く)の工事(一般土木・As舗装・鋼橋上部・造園・セメントコンクリート・PC・法面処理・河川浚渫)が対象。  
 ※ 競争参加者10者以上の工事は1,026件(予定価格超過・辞退・不参加・無効の参加者を含む)  
 (一般土木(道路改良、築堤・護岸、橋梁下部)、As舗装、鋼橋上部、PCの合計は786件。)

技術審査・評価に係る事務量の軽減を図る観点から、総合評価方式における事後審査方式を平成22年度において5～10件程度試行する。

## 事後審査方式を採用したフロー



## ○試行工事の概要（予定）

地整	予定件数	工事の概要
北海道	適用対象工事の全件	標準Ⅱ型工事、簡易型工事
東北	1件	標準Ⅱ型工事 若しくは簡易型工事
関東	検討中	—
北陸	1件	一般土木B等級 (トンネル工事)
中国	2件	改良工事 塗装工事
四国	1件	一般土木B等級 (トンネル工事)
九州	1件	道路改良工事 (一般土木C)
沖縄	1件程度	本官工事 (簡易型及び標準型で検討)

## 国土交通省成長戦略(H22.5) (抜粋)

### ➤国際展開にあたっての工程(スタンダードの整備)

早期の実現を目指すもの  
(平成23年度概算要求を含む)

国内スタンダードのグローバルスタンダードへの適合  
・国際的な発注、契約方式(PPP等)などのグローバルスタンダードの積極的な国内への活用等

2~3年後の実現を目指すもの

・グローバルスタンダードの国内への適用拡大  
・グローバルスタンダードへの円滑な対応を図るための日本企業への支援等

将来的な方向性を示すもの

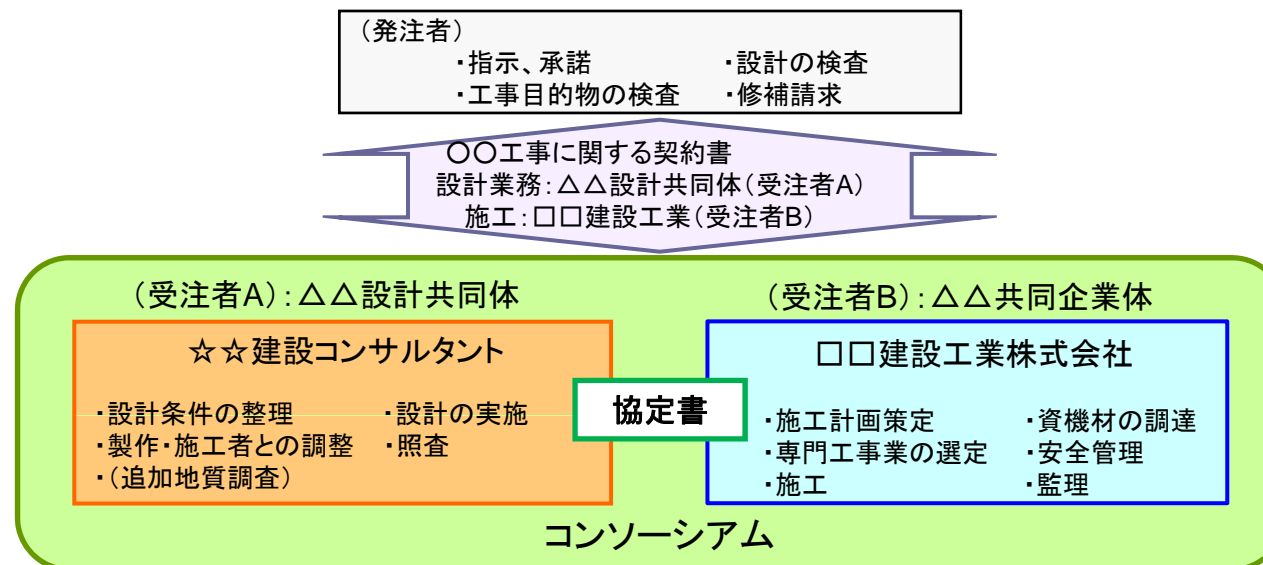
・各分野におけるグローバルスタンダードの国内普及の促進等

## 検討体制の立ち上げ

- メンバー : 学識経験者、建設業・建設コンサルタント関係業界の代表等  
(国土交通省関係各課等及び関係機関)
- 検討課題 : (1)設計付工事発注方式におけるコンソーシアム方式の活用  
(2)第三者技術者(the Engineer)の活用  
(3)その他、国際的な発注・契約方式の活用
- スケジュール(案) : H22.9 第1回懇談会(予定)

## コンソーシアムの導入の目的

- ▶ 民間企業の技術力、ノウハウを活用して、品質確保を図るため、橋梁等の構造物工事や設備工事において、設計付工事発注方式を導入。設計部門の技術力等の高い土木コンサルタント等と施工会社の共同体(コンソーシアム)による競争参加を可能とすることにより、より良い品質確保が期待される。
- ▶ 海外において広く行われている設計付工事発注方式への参加を促進するとともに、パッケージ化への対応の一助となる。

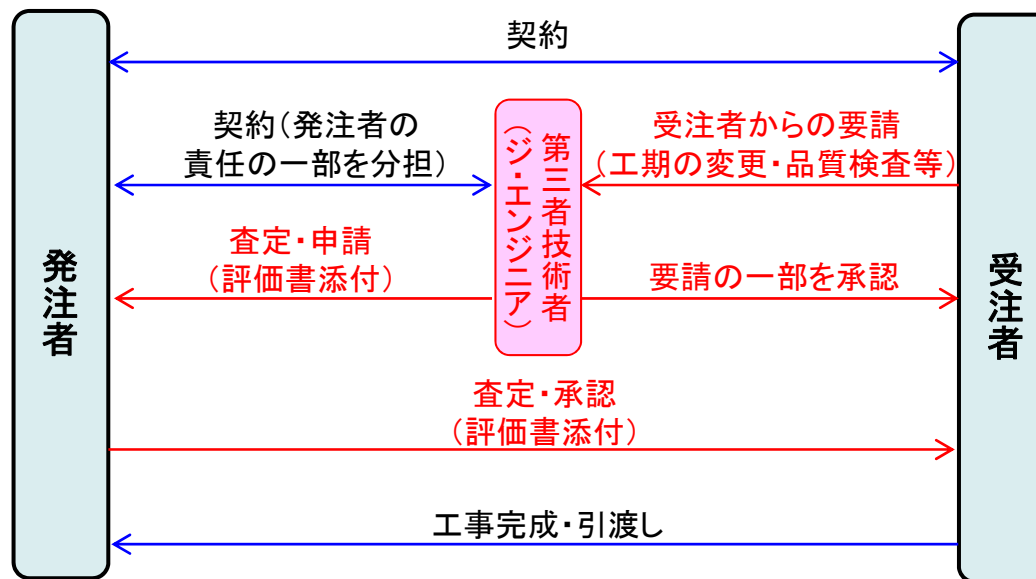


## コンソーシアムの導入の課題

- ▶ 土木コンサルタントと施工会社の責任分担
  - ・「協定書」: 代表者、出資割合、責任範囲、利益配当、かし担保等
- ▶ 競争参加条件、技術評価方式等
- ▶ 契約書の形式・内容
  - ・「委託」と「請負」を別々に結ぶのか、一括して結ぶのか 等

## 第三者技術者(the Engineer)導入の目的

- ▶ 海外工事において広く用いられているFIDIC(国際コンサルティング・エンジニア連盟)土木工事標準約款に準拠した契約を行うことにより、海外工事への参加を促進する。
- ▶ 発注者、受注者以外に**第三者技術者(the Engineer)**を位置づけるとともに、これら**三者間における諸手続きを明確化**することにより、事務手続きの効率化等を図る。



## 第三者技術者(the Engineer)導入の課題

- ▶ 第三者技術者の役割とかし担保
  - ・分担する発注者の責務の内容、第三者技術者の責務によるかし担保責任の内容の明確化等
- ▶ 受注者からの要請に対する手続きの明確化
- ▶ 第三者技術者を担う技術者の能力選定方法 等

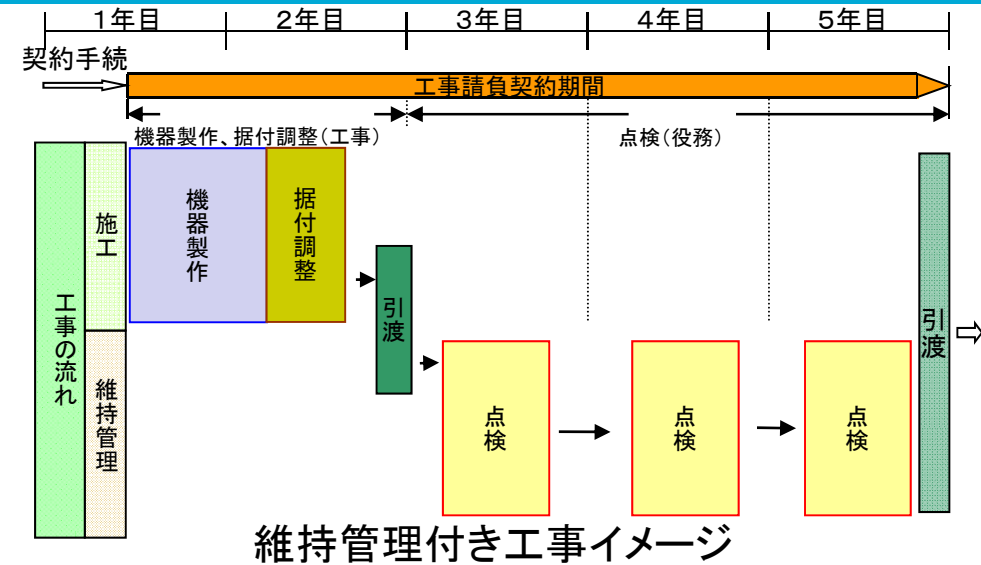
# 【資料4-4】維持管理付き工事の概要

## 【概要】

- ・ 施工(工事: 機器製作・据付調整)と維持管理(役務: 点検)を一件の工事請負契約で発注を行う

## 【試行】

- ・ H22においては、ダム・堰管理用制御処理設備の更新工事において3件試行(5ヶ年契約(H22-H26))



## 【維持管理付き工事導入のメリット】

### ◆設備の品質向上

- ・ 通信設備工事において、維持管理付き工事発注方式を導入。従前は機器仕様どおりに製作された装置が納入されてきたところであるが、**設備の維持管理の容易化を念頭に置いた機器製作・据付調整が行われることにより、効率的な維持管理が期待され、維持管理に関する設備の品質向上につながる。**

### ◆円滑な設備運用

- ・ 従前は設備の完成、引渡後に初期の動作不具合等が発見された場合、まず点検業者による原因調査、責任範囲の切り分けを行い、その後の修理までに時間を要していたところであるが、一つの契約であり、工期内であることから**設備納入業者により迅速な原因調査、責任範囲の切り分けが可能となり、円滑な設備運用を行うことができる。**

## 【総合評価技術提案(案)】

- ・ 維持管理の改善に資する機器製作の提案、維持管理の改善提案を求める



## ◆競争参加資格

- ・ 本試行は、建設業法に規定する建設工事(機器製作及び据付調整)と建設業法の適用外である点検等(役務の提供等)を併せた発注であることから、入札参加資格については「工事」の競争参加資格を求めるほか、「役務の提供等」の競争参加資格も求める

## ◆技術者等の配置

- ・ 3ヵ年目からは建設業法における工事に該当しない期間であることから、主任(監理)技術者の専任を求めない

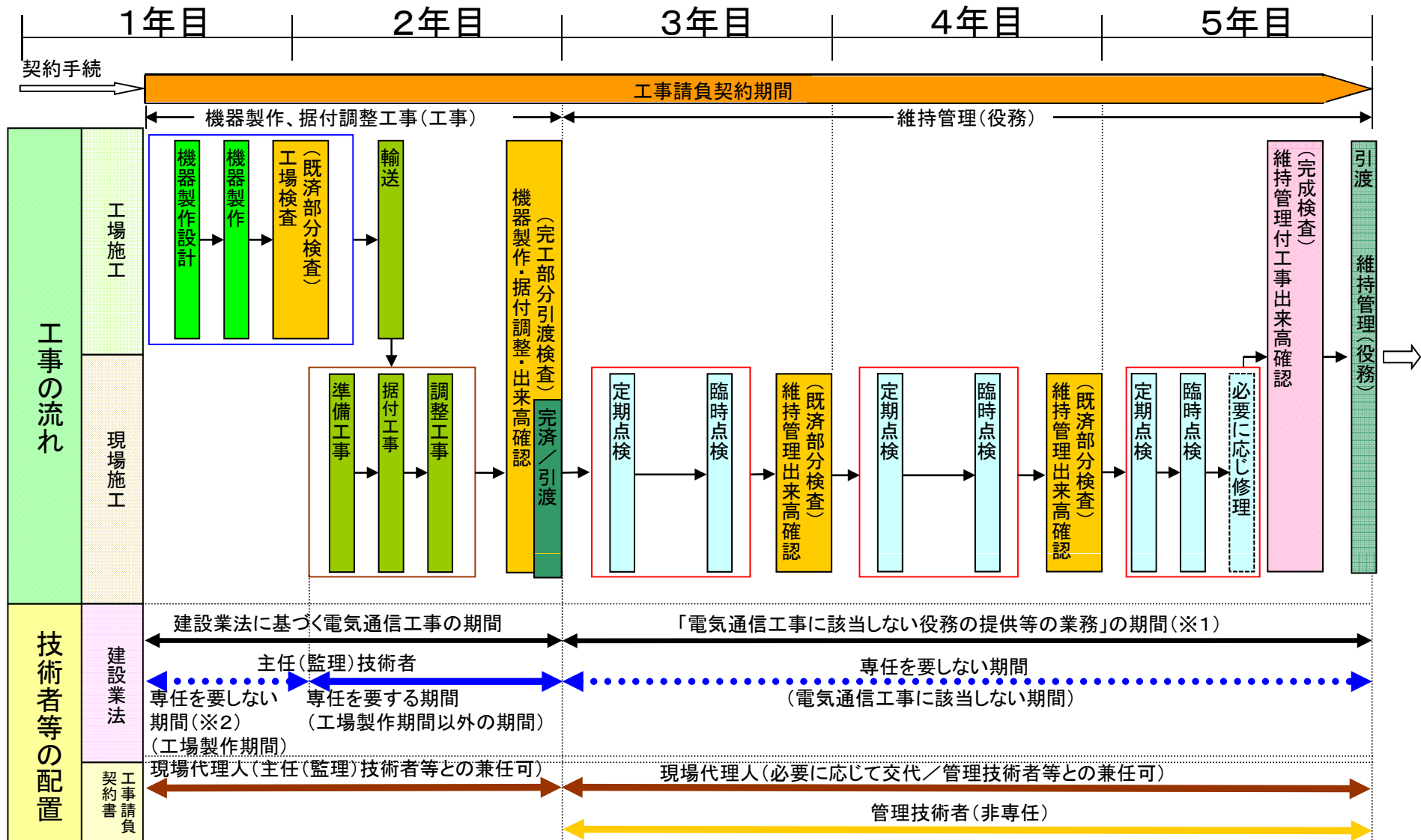
## ◆国債中途年次における支払い

- ・ 工事部分が完了する2ヵ年目の部分引き渡し時において、予算決算及び会計令第101条の10(部分払の限度額)のただし書きを適用し、10/10支払う(通常の既済部分引き渡しにおける支払限度額は9/10である)

## ◆かし担保期間

- ・ 従前同様、工事部分が完了する2ヵ年目の部分引き渡し後、2年間のかし担保期間。ただし、受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、10年間のかし担保期間。

# 維持管理付き工事の実施フロー(案)



(※1): 建設業許可事務ガイドラインについて(平成13年4月3日)  
 (※2): 監理技術者制度運用マニュアルについて(平成16年3月1日)